

令和 3 年 5 月 1 4 日
沖 縄 防 衛 局

**駐留軍用地特措法に基づく使用権原取得手続の開始について
(嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセン等 2 施設、
普天間飛行場及び伊江島補助飛行場等 3 施設)**

- 1 沖縄県に所在する米軍施設・区域内の民公有地については、土地所有者と賃貸借契約を締結の上使用することを基本と考え、常々、合意が得られるよう努めているところですが、土地所有者から賃貸借契約の合意が得られない土地については、やむを得ず、駐留軍用地特措法に基づき使用しています。
- 2 現在、同法による裁決に基づき使用している米軍施設・区域のうち、嘉手納飛行場の一部土地（6名、1筆）については令和4年5月31日（平.29.4.14付）に、キャンプ・ハンセン等2施設の一部土地（11名、16筆）については令和5年2月28日（平.30.1.18付）に、普天間飛行場の一部土地（841名、13筆）については令和5年8月31日（平.31.3.14付）に、それぞれ沖縄県収用委員会の裁決で定められた使用期間が満了することとなります。
- 3 また、現在、賃貸借契約を締結し使用している伊江島補助飛行場等3施設の一部土地（31名、4筆）についても、令和4年5月14日に賃貸借契約期間が満了します。
- 4 これら土地は、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要がありますが、その使用については、土地所有者の方々との賃貸借契約の合意が得られる見込みがないことから、当局としては、駐留軍用地特措法に基づく使用権原の取得のため必要な手続を開始することとし、本日、同法第4条の規定に基づき、沖縄防衛局長から当該土地の所有者の方々に対し、意見書の提出を求める文書を発出しました。
なお、当局としては、今後とも土地所有者の方々との合意により、当該土地を使用できるよう努めてまいり所存です。

手続対象土地の概要

嘉手納飛行場

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
嘉手納飛行場	6	1	1,043
合計（1施設）	6	1	1,043

キャンプ・ハンセン等2施設

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
キャンプ・ハンセン	9	12	5,984
陸軍貯油施設	2	4	2,856
合計（2施設）	11	16	8,841

普天間飛行場

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
普天間飛行場	841(824)	13(1)	13,073(67)
合計（1施設）	841(824)	13(1)	13,073(67)

伊江島補助飛行場等3施設

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
伊江島補助飛行場	5	2	3,284
キャンプ・シュワブ	18	1	7,860
キャンプ・ハンセン	8	1	375
合計（3施設）	31	4	11,519

※1 面積については、1㎡未満を四捨五入しているため、計数は符合しない場合がある。

※2 （ ）内は、いわゆる「一坪共有運動」が行われている土地に係るもので内数である。

添付資料：1 駐留軍用地特措法手続等概略図

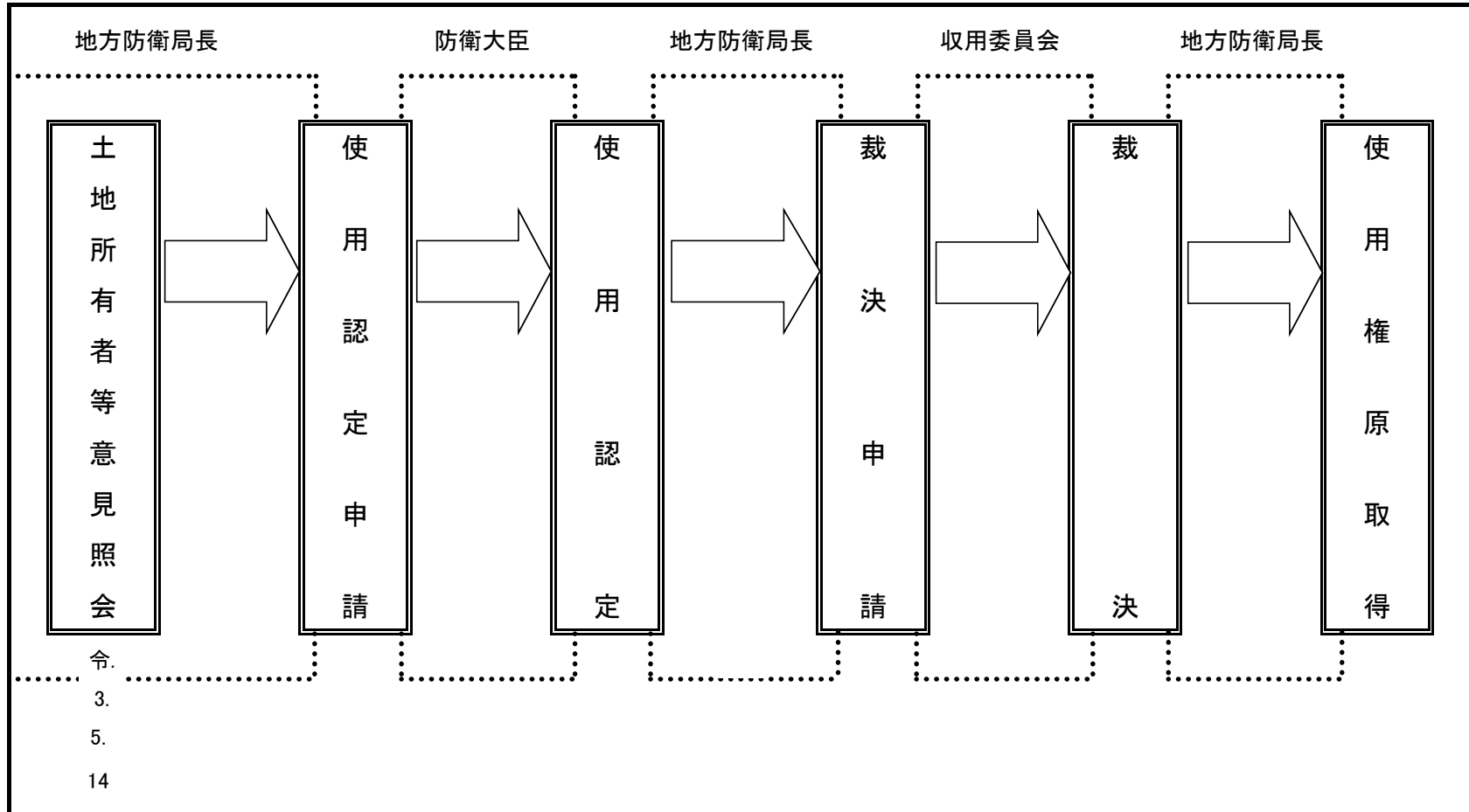
2 駐留軍用地特措法（抄）

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第1課用地調整室

許田 盛長、比嘉 順一郎

098-921-8131（内線483,488）

駐留軍用地特措法手続等概略図



日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍
隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する
特別措置法（昭和27年法律第140号）（抄）

【いわゆる「駐留軍用地特措法」】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に
基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、
日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の
使用又は収用に関し規定することを目的とする。

（土地等の使用又は収用）

第三条 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の
用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使
用し、又は収用することができる。

（土地等の使用又は収用の認定の申請）

第四条 地方防衛局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、土地等
の所有者（土地収用法第五条に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。）又は関係人の意
見書その他政令で定める書類を添付の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を防衛大臣に提出
し、その認定を受けなければならない。

2 略

（土地等の使用又は収用の認定）

第五条 防衛大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三条に規定する要件に該当する
と認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。